

2025年9月19日

各位

会社名 株式会社歯愛メディカル
(コード番号 3540、東証スタンダード)
代表者名 代表取締役社長 清水 清人
問合せ先 常務取締役 山内 昌晴
T E L 076-278-8802
U R L <https://ci-medical.co.jp/>

**(変更)「その他の関係会社であるエア・ウォーター株式会社による当社株式に対する
公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の一部変更について**

当社が2025年8月7日付で公表いたしました「その他の関係会社であるエア・ウォーター株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」について、一部変更すべき事項がありますので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、変更箇所には下線を付しております。

記

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年11月を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2025年10月上旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、当社株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年11月を目途に開催することを当社に要請する予定とのことです。また、公開買付者は、当社の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近

接する日（本日現在においては、2025年10月中旬を予定しているとのことです。）が本臨時株主総会の基準日となるように、当社に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定とのことです。

<後略>

（6）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 当社の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

（訂正前）

公開買付者は本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

（訂正後）

公開買付者は本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しておりました。その後、公開買付者が、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したことに伴い、公開買付者は金融商品取引法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、同法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、訂正届出書の提出日である2025年9月19日から起算して10営業日を経過した日である2025年10月6日まで延長したため、公開買付期間は39営業日となるとのことです。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しているとのことです。

以上

（参考）

2025年9月19日付「(変更)株式会社歯愛メディカル普通株式(証券コード：3540)に対する公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ」(別添)



2025年9月19日

各 位

会 社 名 エア・ウォーター株式会社
代 表 者 名 代表取締役会長 豊田 喜久夫
(コード番号 4088 東証プライム、札証)
問 合 せ 先 広報・IR推進室長 植杉 文
(TEL 06-6252-3966)

(変更)株式会社歯愛メディカル普通株式(証券コード：3540)に対する 公開買付けの買付条件等の変更に関するお知らせ

エア・ウォーター株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、2025年8月7日開催の取締役会において、株式会社歯愛メディカル(証券コード：3540、株式会社東京証券取引所スタンダード市場、以下「対象者」といいます。)の普通株式を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)に基づく公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2025年8月8日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したことに伴い、2025年8月8日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、本日付で公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出いたしました。当該訂正届出書の提出に伴い、法第27条の8第8項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第22条第2項本文の規定に基づき、公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である2025年9月19日から起算して10営業日を経過した日にあたる2025年10月6日まで延長することといたしました。

これに伴い、2025年8月7日付「株式会社歯愛メディカル普通株式(証券コード：3540)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の内容を下記のとおり訂正いたしますので、お知らせいたします。なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

⑧ 対象者の株主が本公開買付けに応募するか否かについて適切に判断を行う機会を確保するための措置等

(訂正前)

公開買付者は、本公開買付けに係る買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しております。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(訂正後)

公開買付者は、本公開買付けに係る買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日に設定しておりました。その後、公開買付者が、公正取引委員会から2025年9月18日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2025年9月18日に受領したことに伴い、公開買付者は法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項及び府令第22条第2項本文の規定により、公開買付期間を、当該訂正届出書の提出日である2025年9月19日から起算して10営業日を経過した日である2025年10月6日まで延長したため、公開買付期間は39営業日となりました。公開買付期間を法令に定められた最短期間よりも長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対抗的買収提案者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、これをもって本公開買付価格の公正性を担保することを企図しております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

(訂正前)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年11月を目途に開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2025年10月上旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。なお、公開買付者及び清水清人氏は、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式につき賛成の議決権を行使する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び清水清人氏を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び清水清人氏が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が保有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を所有し、かつ、本株式併合完了時点の所有割合が、公開買付者において90.00%、清水清人氏において10.00%と、それぞれなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び清水清人氏を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

<後略>

(訂正後)

<前略>

具体的には、公開買付者は、本公開買付けの決済の完了後速やかに、会社法第180条に基づき、対象者株式の併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うこと及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）を2025年11月を目途に開催することを対象者に要請する予定です。また、公開買付者は、対象者の企業価値向上の観点から、本臨時株主総会を可能な限り早期に開催することが望ましいと考えており、本公開買付けの決済の開始日後の近接する日（本日現在においては、2025年10月中旬を予定しております。）が本臨時株主総会の基準日となるように、対象者に対して公開買付期間中に基準日設定公告を行うことを要請する予定です。なお、公開買付者及び清水清人氏は、本臨時株主総会において、当該時点で所有する全ての対象者株式につき賛成の議決権を行使する予定です。本臨時株主総会において本株式併合の議案について承認された場合には、本株式併合がその効力を生ずる日において、対象者の株主の皆様は、本臨時株主総会において承認された本株式併合の割合に応じた数の対象者株式を所有することとなります。本株式併合をすることにより株式の数に1株に満たない端数が生じるときは、端数が生じた対象者の株主の皆様に対して、会社法第235条その他の関係法令の定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切捨てられます。）に相当する対象者株式を対象者又は公開買付者に売却することによって得られる金銭が交付されることとなります。当該端数の合計数に相当する対象者株式の売却価格については、当該売却の結果、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び清水清人氏を除きます。）に交付される金銭の額が、本公開買付価格に当該株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行うことを対象者に対して要請する予定です。また、本株式併合の割合は、本日現在において未定ですが、公開買付者及び清水清人氏が対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式、対象者が保有する自己株式及び本不応募株式を除きます。）を所有し、かつ、本株式併合完了時点の所有割合が、公開買付者において90.00%、清水清人氏において10.00%と、それぞれなるよう、本公開買付けに応募しなかった対象者の株主の皆様（公開買付者、対象者及び清水清人氏を除きます。）の所有する対象者株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

<後略>

2. 買付け等の概要

(2) 日程等

② 届出当初の買付け等の期間

(訂正前)

2025年8月8日（金曜日）から2025年9月24日（水曜日）まで（31営業日）

(訂正後)

2025年8月8日（金曜日）から2025年10月6日（月曜日）まで（39営業日）

(8) 決済の方法

② 決済の開始日

(訂正前)

2025年10月 1 日（水曜日）

（訂正後）

2025年10月14日（火曜日）

（9）その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

（訂正前）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びビヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社が同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

また、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。その後の改正を含みます。以下「独占禁止法」といいます。）第10条第2項に基づく公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、公開買付期間（延長した場合を含みます。）満了の日の前日までに、①公正取引委員会から排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が終了しない場合、又は③独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」が得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

<後略>

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びビヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、公開買付者が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当の注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合、②対象者の重要な子会社が同号イからトまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

<後略>

以 上